

坂本地区防災計画



【坂本地区災害避難所・大洲市河辺地区農業構造改善センター】

坂本地区自主防災組織

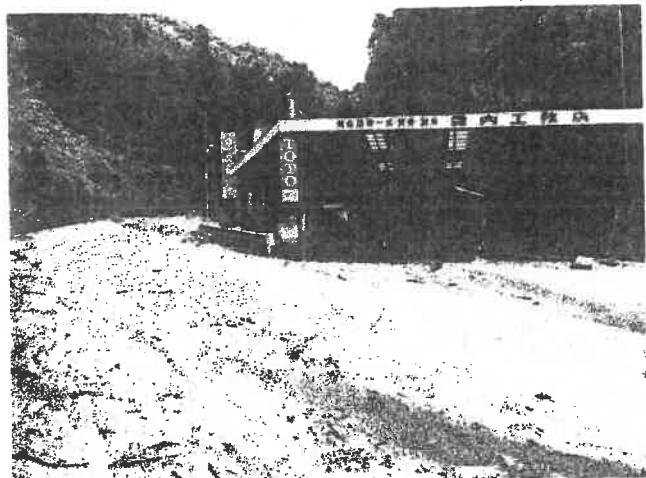
【 目 次 】

1	目的	1 ページ
2	基本方針	1 ページ
3	地域の状況と特性	1 ページ
	(1) 過去の災害	
	(2) 今後想定される災害	
	(3) 要配慮者への対応	
4	活動体制	2 ページ
5	平常時の活動	2 ページ
	(1) 組織の編成及び役割分担	
	坂本地区防災組織図	別紙 1
	組織内班別役割分担	別紙 2
	(2) 防災知識の普及・啓発	
	(3) 地域の災害危険個所の把握	
	(4) 避難行動要支援者対策	
	(5) 防災資機材の整備	
	(6) 備蓄物資の確保	
	(7) 防災訓練	
	(8) 人材育成	
6	災害時の活動	5 ページ
	(1) 情報収集・伝達活動	
	(2) 避難誘導活動	
	(3) 避難行動要支援者等の避難支援	
	(4) 救出・救護活動	
	(5) 出火防止・初期消火活動	
	(6) 避難所開設・運営活動	
	(7) 炊出し等給食・給水活動	
7	活動目標と推進計画（5か年計画）	6 ページ
8	資料編	7 ページ

平成30年7月豪雨災害の写真 【大洲市河辺町、平成30年7月6日～7日】

○大洲市河辺町出合の県道56号線(有)露内工務店付近で、渓流からの土石流災害が発生。

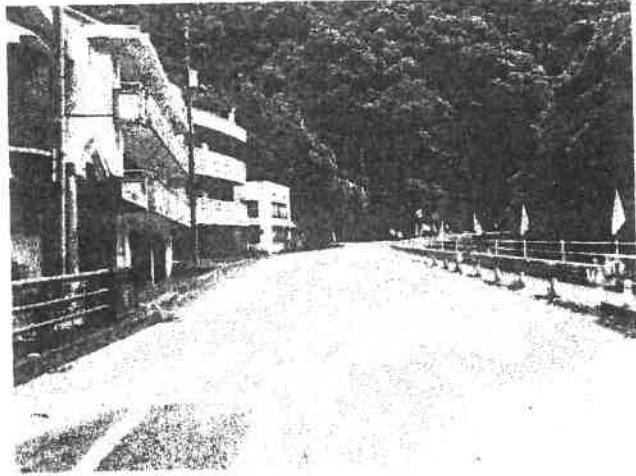
1



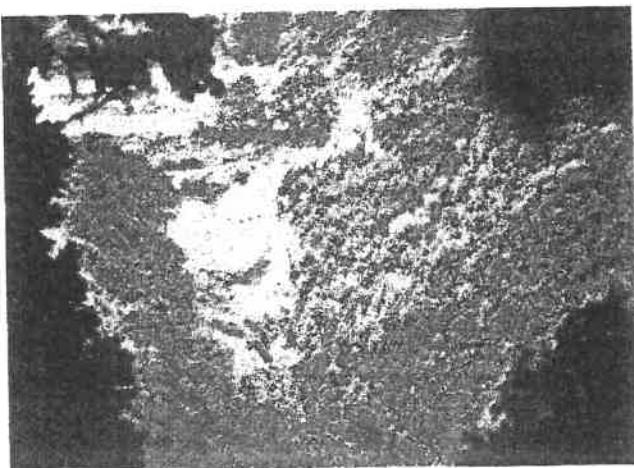
2

【工場と事務所まで土砂が大量に流入し営業不能となり、土砂と流木の撤去作業の為県道が2日間通行止となった。坂本自主防災組織有志4名が、露内工務店へ流入した土砂の撤去作業にボランティア参加し、また、肱川地区の豪雨被災地への炊出しに3名がボランティア参加した。】

3



【現場付近の木菱川には大量の土砂等が堆積し、約300m下流の県道55号線まで土砂が流出した】



【出合三叉路の通行止、う回路稻谷～七曲線通行】

【土石流の発生現場、国営パイロット下道路法面】

【坂本地区防災計画】

1 目的

この計画は、坂本地区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2 基本方針

坂本地区自主防災組織の規約にのっとり、地区住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小限に留め、人命が失われないことを最重要視した対策を講じる。また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域で助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、防災活動を実践する。

○規約……………別紙1 2

3 地域の状況と特性

河辺町は大洲市の東南端に位置し、北・東・南の三方を800~1,000mの山岳稜線に囲まれている。水系は北平から河辺川が、川上から木菱川が出合で合流して河辺川となり、西へ流れて肱川主流と合流する。主要道の県道は、これらの河川に沿って走っており、平地は極端に乏しく、集落は渓谷の川沿いと山の中腹に在り、土石流や土砂災害危険箇所に居住地がある場合も多い。

また、生活道でもある県道は常に落石の危険と隣り合わせであり、少しの雨量でも路上への落石があることはしばしばである。

河辺町は四国山地の西端に位置し、冬季には北西の季節風が関門海峡を通過して四国山地に当る為、毎年1~2月にはかなりの積雪があり、倒木などによる停電被害等も時々起こっている。

(1) 過去の災害

平成5年6月~7月の梅雨前線豪雨による日雨量300mmの集中豪雨に見舞われ、地区中央を流れる木菱川で氾濫が起り、百合谷地区で人家への被害が発生した。また、この時は坂本地区全体においても、各々の渓流での土砂流出や、斜面崩壊等が多数発生し、交通障害と農林業への被害が甚大であった。

平成30年1月11日から2月にかけては、昭和38年の豪雪以来の大雪となり、川崎地区では60cm、川上地区では70cmの積雪を記録し、倒木等による停電が発生した。また、異常な低温により水道管の破裂破損が多数生じ、住民生活に支障をきたす状況となつた。

河辺地域全体では、多量の積雪と倒木により一時的ではあるが交通が遮断され、厳寒の中停電が2日間以上続くなど、孤立し危機的状況に陥った集落も出現し、全

国ネットでのテレビ報道も行われ、今後の大雪対策と住民への支援体制造りの必要性に迫られた。

(2) 今後想定される災害

地区内のある河川は急流で、倒木や斜面崩壊等による土石流の発生危険渓流ばかりであり、豪雨時等には最大限の注意が必要である。また、暴風や着雪による倒木での停電発生など、地域の特性により発生する災害にも十分に考慮する必要がある。

また、今後30年以内での南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、かつて経験のない震度の強い地震が想定されており、大規模な土砂崩れや道路の崩壊などの甚大な被害の発生が懸念される。伊方原子力発電所の被害状況によっては、放射能飛散の危険性も指摘されており、当地域としては各々の災害を想定し、日常的に危機管理意識を持つことが必要である。

平成30年7月豪雨においては、河辺川下流域の肱川町鹿野川や、肱川本流の大洲市内や西予市野村町は甚大な被害を蒙ったが、河辺町内においては土石流による建物被害1件のみで、過去の事例を見ても大きな被害には見舞われていない。

しかし、近年は50年に一度と言われるような豪雨災害や、猛烈な勢力を持った台風が接近や上陸したり、冬季の異常低温や降雪量が多くなる傾向も見られるなど、自然災害が頻繁に起こるようになっている。自己の過去の経験に頼る判断は非常に危険であり、決して油断することなく災害に備えねばならない。

(3) 要配慮者への対応

坂本地区での70歳以上の高齢化率は40%以上となり、独居高齢者も多く、災害発生時に自助が困難な状況が伺える。坂本自主防災組織においては、みんなで助け合い速やかな避難が出来る共助体制造りが必要である。

4 活動体制

防災活動は、平常時と災害時での活動項目を分けて作成する。

平常時では、「災害は必ず起こる」との想定のもと、災害を減らすことを主目的とし、日々の危機管理意識を持ち、迅速な対応への活動項目とする。

災害時では、災害の種類・状況に応じて、「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を整理し、それぞれの対応と体制を明確にする活動項目とする。

5 平常時の活動内容

(1) 組織の編成及び役割分担

災害時の活動体制を組織化し、役割分担を決定しておくことは、地区内での限られた人材で被害を最小化したり、被災者を救援・救護したりする上で大変重要なポイントとなる。

坂本地区自主防災組織は、自治会・消防団・大洲市河辺支所と連携をした組織編

成を行い、役割分担を決めておくこととする。また、組織の名簿については資料編に掲載し隨時見直しする事とする。

- 組織班員名簿（組織図）別紙1
- 組織別役割分担別紙2
- 災害時対策組織図別紙3

（2）防災知識の普及・啓発

①災害知識の普及

災害時に被害を最小限に食い止めるためには、坂本地区全員が防災に関する正しい知識を持っている必要がある。そのために自主防災組織が中心となり、あらゆる場面で住民に知識や情報を伝える機会を増やすよう努める。

また、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民の連携が無ければ困難であることを認識し、その認識を住民の一人ひとりが理解し、災害に強い地域に一歩近づくことができるよう努める。

②家庭内での対策の推進

- ・家族間での安否確認の手段と、災害時に実行すべき行動の確認を周知する。
- ・非常持ち出し品の準備確認をしておく。
- ・避難経路、避難場所を確認しておく。
- ・緊急連絡カードの作成をしておく。

（3）地域の災害危険の把握

日頃からの地域内の危険個所の把握は、災害に備える上で重要なことであり、情報を共有し熟知しておくことが必要である。（河川・道路・その他危険と思われる場所の防災マップを作成する。）

- 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧別紙7
- 土砂災害情報マップ別紙8
- 揺れやすさマップ別紙9
- 地震ハザードマップ別紙10

（4）避難行動要支援者対策

災害における死者は、高齢者や障害者が大半であり、このような要支援者への対策が重要な課題である。

そこで、地域内の要配慮者（避難行動要支援者）を把握する状況調査を行い、実際に災害が起きた場合に、避難支援者等が行動しやすい班編成とする。このような支援対策を実践する場合、河辺支所、社会福祉協議会、自治会、警察等との連携が

重要であり、普段からの訓練への参加や交流を深めておく必要がある。

6

(5) 防災資機材の整備

大規模災害時には、行政機関による救助・対応等が遅くなることが想定されるところから、様々な災害を想定し、必要な資機材を備えておくことが必要である。このことから、今後も常備品や有効な機材を整備し、計画的な備蓄整備を進める。

(6) 備蓄物資の確保

防災の基本である「自分の身は自分で守る」ことを実践するため、家庭における備蓄は7日分を備えることとし、その内、3日分は非常時持ち出し用として準備をしておくよう啓発に努める。

また、大規模災害時には、個人による備蓄を持ち出すことが困難な場合も想定されることから、地区別による備蓄を計画的に整備する。

○備蓄物資、防災資材・機材保有リスト……………別紙5

(7) 防災訓練

実際に災害に直面した時、適切な行動をとったり判断したりすることは難しく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動ができるように、繰り返し訓練を行うことが必要である。

そこで、坂本地区は急峻な山間部に人家や集落が点在し、土石流や斜面の崩壊が起こり、交通の遮断が想定されることから、総合的な災害訓練を行うことが必要である。通常時の訓練はもとより、消防団、診療所、駐在所、社会福祉協議会などの合同訓練を行うこととする。

(8) 人材の育成

「災害は忘れたころにやってくる」と言われているように、今日起るかもしれない。災害に対する備えや訓練に終わりではなく、継続することで地域の防災力を高めて行くことが大切である。

また、防災に関する知識を深めたり、地域のリーダーを育成していくことは、地域防災力の更なる向上と、伝承・維持に大変重要である。

そこで、日ごろの防災教育や防災訓練はもとより、今後重要視されるであろうドローンを活用した防災情報収集訓練等の人材育成や、防災士の資格取得等の人材育成に努める。

○防災士等の資格保有者リスト……………別紙6

6 災害時の活動項目

災害時の組織体制（災害時対策組織図）に応じた役割分担に沿って、連携・協力しながら、次の項目を中心に活動する。

○坂本地区災害時対策組織図……………別紙3

（1）情報収集・伝達活動

- ① 緊急連絡網を定め、安否確認や避難情報等を迅速に行えるようにする。
- ② 気象情報や行政からの情報を収集し必要に応じて地域住民へ速やかに伝達する。
- ③ 消防団や住民からの情報や、ドローンを導入し通行が遮断された被災現場などの空撮映像を収集し、SNS等を使って行政や報道関係機関や住民に迅速に情報伝達する。

○坂本地区自主防災組織連絡体制……………別紙4

（2）避難誘導活動

行政からの避難情報の発令、気象庁からの特別警報や、災害の前兆情報等による避難行動を開始する場合は、関係機関と協議し、避難者が安全に避難できるよう、避難路の安全を十分に確認し安全な誘導を行う。

（3）避難行動要支援者の避難支援

- ① 災害の状況・被災地域及び被災する恐れのある地域などの情報を入手した場合、要配慮者（避難行動要支援者）対策で決定している避難支援者に連絡する。
- ② 地区住民から、避難に関する支援・協力の要望があった場合、避難誘導班等と連携して対応する。
- ③ 要配慮者（避難行動要支援者）等の安否について、避難支援者や緊急連絡網等を活用して確認を行う。

（4）救出・救護活動

- ① 情報収集活動と連携し、災害地域及び災害の怖れのある地域等の見回り等警戒に努める。
- ② 被害情報が入ったり、被災家屋・被災者等を発見した場合は、現場周辺状況を確認し、安全の確保をした上で、救出等の活動を行う。

（5）出火防止・初期消火活動

- ① 各家庭において、地震等により避難する場合、ガス等の元栓を閉めるなどの出火防止に努める。
- ② 火災が起きた場合、初期の消火活動を協力して行う。

(6) 避難所開設・運営

- ① 避難所の開設は、市職員が配置され開設することとなっているが、大規模災害等により市職員の配置が遅れる等の事態も想定し、予め定められた地区住民が、避難所の安全（外観・内観の目視）を確認し開設する。
- ② 避難住民の健康状況の確認をするとともに、避難者名簿を整備し、安否確認情報や避難者状況の報告に活用する。

○避難者名簿……………別紙11

- ③ 避難者の状況や数は、備蓄物資の配布等にも必要なため、各班で情報の共有に努める。
- ④ 災害の状況により、避難所生活が長期化することも考慮し、避難所の運営は、できる限り避難住民が行えるように、リーダーを定め、役割分担等を行うようとする。

(7) 炊き出し等給食・給水活動

- ① 災害発生当初は、市の備蓄、地域の備蓄、個人の備蓄等の、水・食糧を配布し、生命の維持に努める。（配布の際は、食物アレルギー等に注意すること）
- ② 翌日以降は、予め地域における米や野菜の提供者を決めておき、食料の確保を行い、炊き出し班による配給ができる限り行うようにする。（その際、提供を受けた食料数と提供者を記録しておくこと）
- ③ 炊き出し班のみが従事することなく、避難住民も含めて、ローテーション等を作成し、一人当たりの負担を軽減することとする。

7 活動目標と推進計画（5か年計画）

○防災知識の普及・啓発に関して次のような活動を行う。

項目	具体的な内容	実施年度
防災チラシ	防災チラシを作成し各戸に配布する	毎年1回
講習会	防災訓練に講師を招き、講習会等をする	毎年1回

○災害危険個所の把握に関して次のような活動を行う。

項目	具体的な内容	実施年度
横山地区検証	横山地区を回り危険個所図を作成	平成31年度
川崎地区検証	川崎地区を回り危険個所図を作成	平成32年度
川上地区検証	川上地区を回り危険個所図を作成	平成33年度